保育所の開設

増築・改築・改装

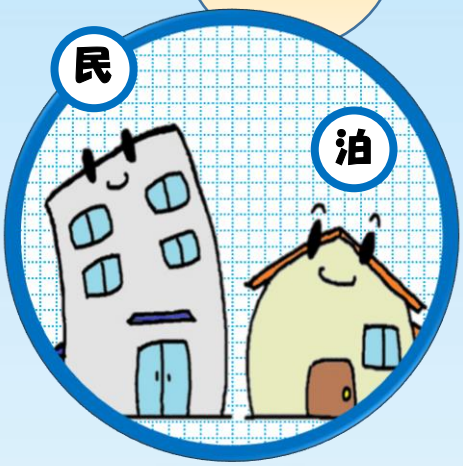

民泊の営業

福祉施設の営業
福祉施設への用途変更

診療所の開設

消防署への届出が必要です。

これらのほかにも届け出が必要な場合があります。
詳しくは、お近くの消防署までお問合せください。

東京消防庁　東京消防　使用開始　検索

届出の種類と時期

建物を使用する場合、法令基準等に適合しているか消防署が確認し、検査を行います。

工事の開始

工事の終了

消防検査

営業開始

防火対象物工事等計画届出書

工事を始める７日前までに提出してください。
※居抜き入居の場合、提出の必要ありません。

防火対象物使用開始届出書

建物の使用を始める７日前までに提出して消防検査を受けてください。
※居抜き入居の場合でも提出してください。

届出に必要な書類

建物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表、建具表

防火管理者選任届出書
消防計画作成届出書

建物の使用を始める前までに提出してください。
※建物の規模によっては、統括防火管理者選任届出書、全体についての消防計画作成届出書が必要になる場合もあります。

問合せ先

東京消防庁　消防署 で検索して建物の住所を管轄する消防署にご連絡ください。